

議案第14号

北上駅西口柔剣道場等土地利活用事業の既存施設解体に係る契約の締結について

北上駅西口柔剣道場等土地利活用事業の既存施設解体に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1 契約名

北上駅西口柔剣道場等土地利活用事業負担金支払契約

2 契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。

3 契約金額

299,000,000円

4 契約の相手方

岩手県北上市大通り三丁目7番26号

北上駅西口開発事業合同会社

有限責任社員

株式会社久保田ホールディングス 代表取締役 久保田 定

株式会社タカヤ 代表取締役社長 細屋 伸 央

久保田 恭 輔

令和5年6月9日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

北上駅西口柔剣道場等土地利活用事業の既存施設解体について、負担金支払契約を締結しようとするものである。